

岐阜県不育症検査等費用助成事業実施要綱

子支発第 174 号令和 4 年 6 月 1 日

子支発第 1103 号令和 5 年 2 月 21 日

子支発第 901 号令和 6 年 2 月 23 日

子支第 409 号令和 7 年 8 月 15 日

(目 的)

第 1 条 岐阜県不育症検査等費用助成事業は、先進医療に位置づけられた特定の不育症検査や医療保険各法の規定に基づく保険給付の対象となる治療で、医療保険を適用しなかった不育症検査及び不育症治療の費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、岐阜県とする。

(対象者、対象となる検査・治療及び助成額)

第 3 条 本事業における助成の対象者、対象となる検査・治療及び助成額は、別表のとおりとする。なお、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査・治療を実施した場合に限る。但し、入院時差額ベッド代、食事代、文書料、消耗品使用料等を除く。

(助成の申請及び決定)

第 4 条 本事業の実施は、第 3 条に定める対象者が医療機関において第 3 条に定める検査・治療のために要した費用の一部を、知事が助成することにより行うものとする。
2 対象者は、検査・治療が終了した日の属する年度内に、岐阜県不育症検査等費用助成事業申請書(別紙 1)に必要書類を添付し、保健所を経由して知事に申請を行うものとする。
3 当該年度分の助成対象か否かについては、申請日を基準とする。
4 知事は、第 1 項の申請書の受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 5 条 知事は、偽り、その他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者に係る前条第 4 項の助成の決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(秘密の保持)

第 6 条 知事は、不育症検査等を受けていることが申請者等に与える精神的影響を考慮し、本事業について知り得た事実の秘密を守らなければならない。

(その他)

第 7 条 知事は、助成の状況を明確にするため、岐阜県不育症検査等助成事業台帳を備え付けるものとする。
2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の予算に係る助成金から適用する。

この要綱は令和 5 年 2 月 21 日から施行し、令和 4 年度分の予算に係る助成金から適用する。

この要綱は令和 6 年 2 月 23 日から施行し、令和 5 年度分の予算に係る助成金から適用する。

この要綱は令和 7 年 8 月 15 日から施行し、令和 7 年度分の予算に係る助成金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	対象者	助成額
1. 医療保険各法の規定に基づく保険給付の対象となる治療で、医療保険を適用しなかった不育症検査・治療		
(1) 以下の検査のうち、医療保険を適用しなかった検査 子宮形態検査、内分泌検査、夫婦染色体検査、抗リン脂質抗体検査、血栓性素因スクリーニング検査（凝固因子検査）、絨毛染色体検査	岐阜県内に住所を有しており、流産・死産の既往がある者	1 回の検査又は治療 1 期間につき 3 万円まで
(2) 不育症の治療のうち、医療保険各法の規定に基づく保険給付の対象となる治療で、医療保険を適用しなかった治療		
(3) その他主治医が必要とした検査・治療を実施し、医療保険を適用しなかった検査・治療		
2. 先進医療に位置付けられた不育症検査		
以下の検査（流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査）であって、厚生労働省において、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。）を対象とする。 ・流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和 4 年 11 月 30 日厚生労働省告示第 340 号） ・抗ネオセルフβ ₂ グリコプロテイン I 複合体抗体検査（令和 7 年 5 月 30 日厚生労働省告示第 167 号）	岐阜県内に住所を有しており（岐阜市に住所を有している者を除く）、流産・死産の既往が 2 回以上ある者	一回の検査に係る費用の 7 割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）。ただし、6 万円を上限とする。